

文 教 委 員 会 資 料

令和5年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第15号

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について

資 料 1 川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について

資 料 2 新旧対照表

令和5年2月8日

教育委員会事務局

教育委員会事務局

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例（以下「条例」という。）は、平成25年に成立したいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等の対策のため、平成26年に制定したものである。

法第28条第1項では、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときや、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときには、いじめの重大事態として、事実関係を明確にするための調査を行うことが規定されており、本市においても、条例により川崎市いじめ問題専門・調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、学識経験者や弁護士、医師の委員5人が重大事態の調査にあっている。

○川崎市いじめ問題専門・調査委員会の構成（令和5年1月末現在）

氏名	所属等
岡田 守弘	東京医療学院大学 教授
小池 拓也	神奈川県弁護士会 湘南合同法律事務所 弁護士
田邊 麻耶	神奈川県弁護士会 ベイアヴェニュー法律事務所 弁護士
張 賢徳	六番町メンタルクリニック 院長
島内 智子	聖マリアンナ医科大学病院 神経精神科 医長

2 本市の重大事態の調査審議状況

重大事態の調査審議において委員は、会議における委員間での協議・検討、いじめの当事者である児童生徒及びその保護者からの聞き取り等の事実調査等を行っているほか、いじめの重大事態に係る調査報告書等の作成作業も行っている。

(1) 重大事態の調査審議の具体的な内容

- ア 調査方針の協議
- イ いじめの当事者等や教職員、その他の関係者からの聞き取り
- ウ いじめの当事者等への書面調査の検討
- エ 報告書作成の協議
- オ いじめの当事者等への調査経過の報告
- カ いじめの当事者等からの要望等への対応の検討
- キ 教育委員会への答申

(2) 直近の重大事態調査審議の状況（令和5年1月末時点）

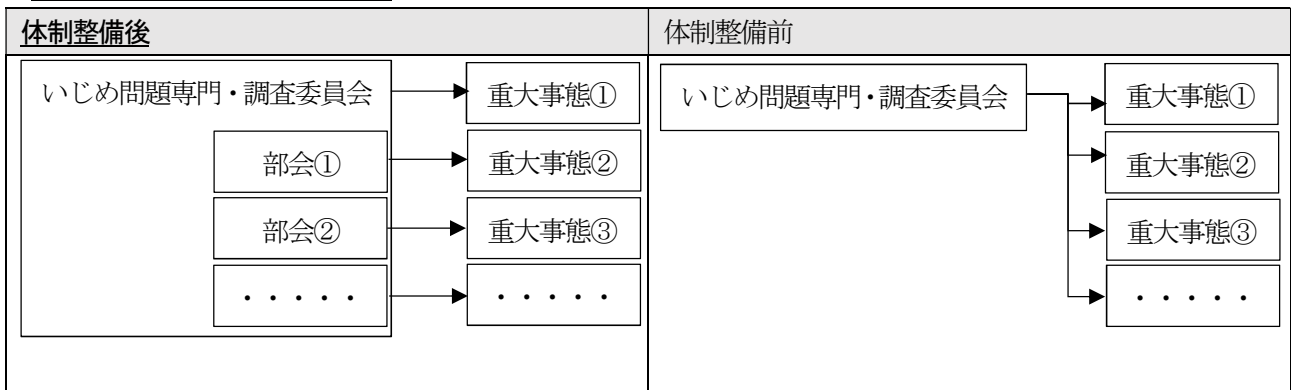
	校種	諮問日	答申日	会議等の回数
重大事態1	小学校	令和元年12月27日	令和4年3月8日	32回
重大事態2	中学校	令和2年2月14日	継続中	45回
重大事態3	小学校	令和3年7月21日	継続中	18回

(3) 重大事態への対応状況

現在、5人の委員で、2件の重大事態の調査を行っているものの、各委員は、本職もありながら、調査審議を行っているため、会議等は概ね月に2回程度となっていることや、1回の会議等で複数の重大事態の調査審議を行うことは困難であることから、委員会における調査審議が長期化している。

3 重大事態への対応の迅速化

現在、委員が、複数の重大事態を担当し、調査審議に時間を要し、重大事態調査が長期化していることから、対応を迅速化するため、条例を改正し、複数の重大事態が発生した際には、重大事態ごとに部会を設置し、調査審議を行う体制を整備する。



4 条例改正の主な内容

(1) 部会の新設

複数の重大事態が発生した場合において、必要に応じて部会を設置することができるよう規定する。また、迅速な調査審議のため、部会の決議をもって委員会の決議とすることができるよう規定する。

(2) 臨時委員の新設

複数の重大事態が発生した場合において、必要に応じて臨時委員を委嘱することができるよう規定する。また、委員と同様に臨時委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者と規定する。

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例【新旧対照表】

改正案	改正前
<p>川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例</p> <p>平成26年10月15日条例第47号</p>	<p>川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例</p> <p>平成26年10月15日条例第47号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 川崎市いじめ防止対策連絡協議会（第2条～第8条）</p> <p>第3章 川崎市いじめ問題専門・調査委員会（第9条～第14条）</p> <p>第4章 川崎市いじめ総合調査委員会（第15条～第18条）</p> <p>第5章 雑則（第19条）</p>	<p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 川崎市いじめ防止対策連絡協議会（第2条～第8条）</p> <p>第3章 川崎市いじめ問題専門・調査委員会（第9条～第12条）</p> <p>第4章 川崎市いじめ総合調査委員会（第13条～第16条）</p> <p>第5章 雑則（第17条）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(委員の任期)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(委員の任期)</p>
<p>第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長及び副会長)</p>	<p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長及び副会長)</p>
<p>第6条 連絡協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。</p>	<p>第6条 連絡協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。</p>
<p>2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>	<p>2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>
<p>(会議)</p>	<p>(会議)</p>
<p>第7条 連絡協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。</p>	<p>第7条 連絡協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。</p>
<p>2 連絡協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p>	<p>2 連絡協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p>

改正案	改正前
(庶務)	(庶務)
第8条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。	第8条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。
第3章 川崎市いじめ問題専門・調査委員会 (設置)	第3章 川崎市いじめ問題専門・調査委員会 (設置)
第9条 法第14条第3項の規定に基づき、川崎市いじめ問題専門・調査委員会（以下「専門・調査委員会」という。）を設置する。	第9条 法第14条第3項の規定に基づき、川崎市いじめ問題専門・調査委員会（以下「専門・調査委員会」という。）を設置する。
(所掌事務)	(所掌事務)
第10条 専門・調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。	第10条 専門・調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。
(1) いじめの防止等のための対策を調査審議すること。	(1) いじめの防止等のための対策を調査審議すること。
(2) 法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に係る事実関係を調査審議すること。	(2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を調査審議すること。
(組織)	(組織)
第11条 専門・調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。	第11条 専門・調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。
2 委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。	2 委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
3 教育委員会は、専門・調査委員会に重大事態に係る事実関係を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。	3 教育委員会は、専門・調査委員会に重大事態に係る事実関係を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。
4 臨時委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。	4 臨時委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
(委員の任期)	(委員の任期)
第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。	2 委員は、再任されることができる。
3 臨時委員は、その者の委嘱に係る重大事態に係る事実関係に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。	3 臨時委員は、その者の委嘱に係る重大事態に係る事実関係に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
(部会)	(部会)
第13条 専門・調査委員会は、第10条第2号に掲げる事務を行わせるため、必要に応じ、部会を置くことができる。	第13条 専門・調査委員会は、第10条第2号に掲げる事務を行わせるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

改正案	改正前
2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が専門・調査委員会に諮って指名する。	(新設)
3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。	(新設)
4 部会長は、部会の事務を掌理する。	(新設)
5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。	(新設)
6 専門・調査委員会は、部会の決議をもって専門・調査委員会の決議とすることができる。 (準用) 第14条 第6条から第8条までの規定は、専門・調査委員会について準用する。この場合において、第6条並びに第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、第6条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と、第7条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び議事に関する臨時委員」と読み替えるものとする。	(新設) (準用) 第12条 第5条から第8条までの規定は、専門・調査委員会について準用する。この場合において、第6条並びに第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、第6条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。
2 第7条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び議事に関する臨時委員」と読み替えるものとする。	(新設)
第4章 川崎市いじめ総合調査委員会 (設置)	第4章 川崎市いじめ総合調査委員会 (設置)
第15条 法第30条第2項の規定に基づき、川崎市いじめ総合調査委員会（以下「総合調査委員会」という。）を設置する。 (所掌事務)	第13条 法第30条第2項の規定に基づき、川崎市いじめ総合調査委員会（以下「総合調査委員会」という。）を設置する。 (所掌事務)
第16条 総合調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。 (組織)	第14条 総合調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。 (組織)
第17条 総合調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。 2 委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者のう	第15条 総合調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。 2 委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者のう

改正案	改正前
<p>ちから市長が委嘱する。</p> <p>3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。 (準用)</p> <p>第18条 第6条から第8条までの規定は、総合調査委員会について準用する。この場合において、第6条並びに第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、第6条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と、第8条中「教育委員会事務局」とあるのは「こども未来局」と読み替えるものとする。</p> <p>第5章 雑則 (委任)</p> <p>第19条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会、専門・調査委員会又は総合調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ連絡協議会、専門・調査委員会又は総合調査委員会に諮って定める。</p>	<p>ちから市長が委嘱する。</p> <p>3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。 (準用)</p> <p>第16条 第6条から第8条までの規定は、総合調査委員会について準用する。この場合において、第6条並びに第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、第6条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と、第8条中「教育委員会事務局」とあるのは「こども未来局」と読み替えるものとする。</p> <p>第5章 雑則 (委任)</p> <p>第17条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会、専門・調査委員会又は総合調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ連絡協議会、専門・調査委員会又は総合調査委員会に諮って定める。</p>